

平成29年6月亀山市議会定例会 専決条例制定・改廃の背景及び趣旨

頁

議案第60号	亀山市税条例の一部を改正する条例	1
議案第61号	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	4
議案第62号	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	5

件名	亀山市税条例の一部を改正する条例	財務部 税務室
----	------------------	------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行が必要であった規定について、所要の改正を行ったものです。

なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日付けで専決処分したものです。

2 改正内容

- (1) 法人市民税について、納付すべき税額を減少させる更正があり、その後減少させた税額を増加させる更正があった場合、増加における納付すべき不足税額は、法人税に係る修正申告書を提出したものにあっては当該修正申告書を提出した日、法人税に係る更正又は決定がされたことによる更正に係るものにあっては国の税務官署が更正又は決定の通知をした日までの期間、それぞれ延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとします。 <第44条関係>

<参考>

「修正申告」

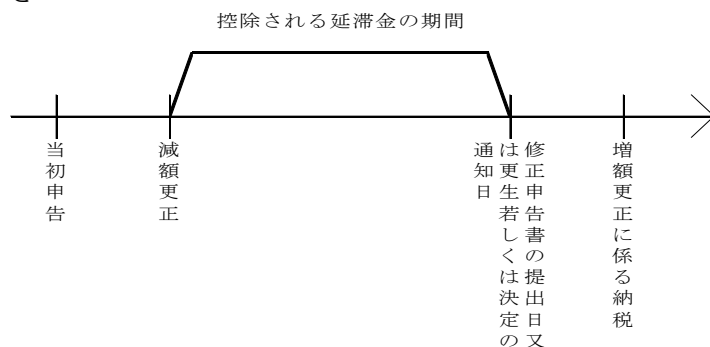
当初申告した税額が過少であった場合に、納税者自身が行う税額是正の手続き

「更正」

納税者の申告内容を税務署等の課税庁が変更する手続き

「決定」

納税者が未申告の場合に、税務署等の課税庁が調査により課税を行う手続き

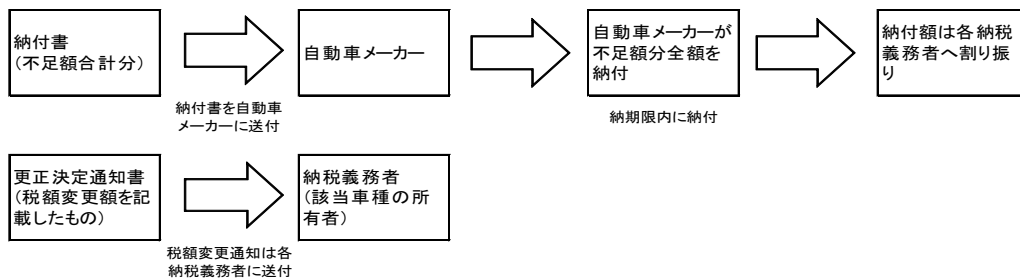


(2) 軽自動車税について、自動車メーカーがグリーン化特例対象車種とするための国土交通大臣の認定等を偽りその他不正の手段があったとして認定等を取り消された場合、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人に納税義務等があるものとします。また、納付額は、不足額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とします。

<附則第30条関係>

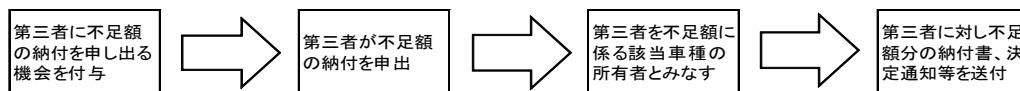
例) グリーン化特例の対象車種が、自動車メーカーの燃費不正によりグリーン化特例の対象外又は軽減率の変更により税額が増額となった場合、その自動車メーカーを納税義務者とみなし直接納税通知書又は督促状を送付することを可能とするものです。

【改正前の対応】

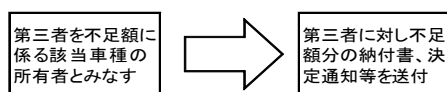


【改正後】

平成28年度以前分



平成29年度以降分



3 その他

- (1) 施行日は、平成29年4月1日としました。
- (2) 2(1)については、平成29年1月1日以後に納期限が到来する法人市民税に係る延滞金について適用します。
- (3) 2(2)については、平成28年度以前の年度分において、軽自動車税の額について不足額があることを納期限後において知った場合に、その原因が所有者以外の第三者にあるときは、所有者に告知する前に、当該第三者に対し、不足額の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、

その申出の機会を与えられた第三者が申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における不足額に係る軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用することとする経過措置を設けました。なお、その申出をした第三者は、当該申出を撤回することができません。

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 保険年金室
----	------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行が必要であった規定について、所要の改正を行ったものです。

なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日付けで専決処分したものです。

2 改正内容

国民健康保険税の軽減対象の拡大のため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について次のとおり改正しました。 <第26条関係>

- (1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を27万円（現行：26万5千円）に引き上げることとします。
- (2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を49万円（現行：48万円）に引き上げることとします。

(例)

	軽減判定所得の計算式	対象所得(※)
現 行	5割：33万円＋26万5千円×被保険者数	～112万5千円
	2割：33万円＋48万円×被保険者数	～177万円
改 正 後	5割：33万円＋ <u>27万円</u> ×被保険者数	～114万円
	2割：33万円＋ <u>49万円</u> ×被保険者数	～180万円

※3人世帯の場合

3 その他

施行日は、平成29年4月1日とし、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとしました。

件 名	亀山市消防団員等公務災害補償 条例の一部を改正する条例	消 防 本 部 消 防 総 務 室
-----	--------------------------------	----------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成29年政令第57号）が平成29年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されました。

公務災害により支給される損害補償の算定の基礎となる額（以下「補償基礎額」といいます。）については、一定の要件を満たす扶養親族がある場合には加算を行うこととなっており、当該加算額及び加算の対象については、消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「基準政令」といいます。）で定める基準に従い条例で定めることとされていることから、補償基礎額について、改正後の基準政令の規定と同様の取扱いとするため、所要の改正を行ったものです。

なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日付けで専決処分したものです。

2 改正内容

補償基礎額について、一定の要件を満たす扶養親族がある場合の加算額及び加算の対象を次のとおり改めました。 <第5条関係>

区 分		配偶者 (婚姻の届出 をしないが、 事実上婚姻関 係と同様の事 情にある者を 含む。)	満22歳に達す る日以後の最 初の3月31日 までの間にあ る子	満22歳に達す る日以後の最 初の3月31日 までの間にあ る孫	満60歳以上 の父母及び 祖父母	満22歳に達す る日以後の最 初の3月31日 までの間にあ る弟妹	重度心身 障害者
現 行	加算額	433 円	217 円		217 円	217 円	217 円
	配偶者が不在場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）	—	367 円		367 円	367 円	367 円
改 正 後	加算額	<u>333 円</u>	<u>267 円</u>	217 円	217 円	217 円	217 円
	配偶者が不在場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）	—	<u>333 円</u>	—	—	—	—
	配偶者及び扶養親族に係る子がない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）	—	—	<u>300 円</u>	<u>300 円</u>	<u>300 円</u>	<u>300 円</u>

※_部が改正箇所

3 その他

施行日は、平成29年4月1日としました。